

品川区障害者歯科健康診査実施要綱

制定	平成24年	5月31日	要綱第146号
改正	平成27年	3月3日	要綱第97号
改正	平成28年	3月30日	要綱第116号
改正	平成29年	3月13日	要綱第23号
改正	平成30年	3月19日	要綱第93号

(目的)

第1条 品川区障害者歯科健康診査（以下「障害者歯科健診」という。）は、健常者に比べて相対的に良くない状態にある障害者の口腔内状況を改善するために、早期から歯科医院における健診、治療の機会を設け、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(健診対象者)

第2条 障害者歯科健診の健診対象者は、区内在住の当該年度末現在、満20歳から39歳までの者で、かつ、身体障害者手帳、愛の手帳（東京都療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する者とする。

(事業の実施)

第3条 障害者歯科健診は、地区歯科医師会に委託して実施する。

(実施機関)

第4条 地区歯科医師会は、同会に加入している医療機関のうちから、実施機関を指定するものとする。

(受診回数)

第5条 障害者歯科健診の受診回数は、1人につき年1回とする。

(費用)

第6条 障害者歯科健診に要する費用は、全額区の負担とする。

(検査内容)

第7条 障害者歯科健診は、次の項目について行うものとする。（4）の検査はWHOプローブを用い、CPIを判定する検査方法を行うものとする。

- (1) 歯の状況調べ
- (2) 疾病異常の有無
- (3) 歯の汚れの検査
- (4) 歯周病の進行程度の検査
- (5) 歯のクリーニング

(区民への周知)

第8条 区は、区民に対して障害者歯科健診実施の周知を図るため、区の広報紙等への掲載、実施機関、障害者施設等において事業案内広告の掲示等をするものとする。

(受診方法)

第9条 受診希望者は、地区歯科医師会へ連絡し、実施歯科医院の紹介を受ける。実施

歯科医院においては住所、氏名、年齢の確認できるものおよび身体障害者手帳、愛の手帳（東京都療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示して、受診するものとする。

（診査後の処置）

第 10 条 実施機関は、受診者に指導区分を付し、必要な指導を行うとともに、障害者歯科健診の診査結果を地区歯科医師会に報告するものとする。

2 地区歯科医師会は、実施機関からの報告をとりまとめ、区に報告するものとする。

（請求手続）

第 11 条 地区歯科医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

（委任）

第 12 条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進事業部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。